

## 川崎市産業振興会館管理運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市産業振興会館条例（昭和63年川崎市条例第7号。以下「条例」という。）及び同施行規則（昭和63年川崎市規則第71号。以下「規則」という。）の施行に関し、川崎市産業振興会館（以下「会館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとし、指定管理者は、条例、規則の定めるところに従うほか、この要綱を基準として、会館の管理を行うものとする。

### (利用申込時間)

第2条 規則第7条に定める施設及び設備の利用許可申請の会館窓口における受付時間は、次のとおりとする。ただし、条例第7条に定める休館日は受け付けをしないものとする。

(1)午前9時から午後9時まで

### (利用許可申請)

第3条 規則第8条のただし書の規定による申請書の提出期日は、次のとおりとする。

(1) 国際的、全国的又は大規模な事業等に利用する場合であって、その準備に長時間を要し、施設利用の可否が相当の期間前に確定されていなければ当該事業等の遂行に支障が生じると認めるものにあつては、規則第8条第1項第1号及び第2号並びに第2項に定める期間の倍とする。

(2) 会議室、研修室又は企画展示場を利用しようとする者がやむを得ない理由により、その期日までに申請書が提出することができなかつたと認め、かつ、管理上支障がない場合は、利用日までとする。

(3) 施設を連続して利用する場合は、規則第8条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に定める期日の初日にその2日目以降の申請書を受取することができる。

2 受付順位は申請書の提出順とする。なお、申請が同時の場合は抽選によって定めるものとする。

### (利用時間)

第4条 条例第9条別表（施設利用料）に定める利用時間は準備を含め、施設及び設備の利用開始時から終了時までとする。

### (利用時間の延長)

第5条 条例第9条別表（施設利用料）の備考2に定める利用許可の時間を超えて利用することのできる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないときで管理上支障がないときに限り1時間を限度として認めるものとする。ただし、夜間の利用については指定管理者が特別の理由があると認めるときに限る。

(利用料の減免)

第6条 条例第10条の規定により、施設及び設備の利用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市及び公益財団法人川崎市産業振興財団が主催又は共催する事務事業で、産業振興を目的として利用する場合は、規定利用料の全額
  - (2) 川崎市が主催する事務事業で、前号以外に利用する場合は、規定利用料の5割相当額
  - (3) 神奈川県が主催する事務事業で、産業振興を目的として利用する場合は、規定利用料の5割相当額
- 2 前項の規定によるほか、特に必要があると認める場合この限りでない。

(営利を目的とする場合)

第7条 条例第9条別表(施設利用料)の備考1に定める営利を目的とする場合とは、原則として次の基準に該当する場合とする。

- (1) 商品の販売(サービスの提供を含む)・購入もしくは宣伝の場として利用するとき。
- (2) 入場料、受講料、会費等を徴収(事前・事後に徴収をする場合も含む)して利用するとき。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでない。
- (3) 入場者(参加者)との契約及び注文の取り交わしのために利用するとき。(事後に契約・注文をする場合も含む)
- (4) 放送を目的として、撮影・録音・録画の場として利用するとき。
- (5) 委託をうけた業者等が催事、会議、研修会等で利用するとき。
- (6) その他、上記の項目に準じて利用すると指定管理者が認めるとき。

(利用の不許可)

第8条 条例第12条の規定により、次の各項のいずれかに該当すると認められる場合は、会館の施設及び設備の利用を許可しない。

- (1) 当該利用により、建物又はこれに附帯する工作物等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 次に掲げるような管理上支障がある事項に該当するとき。
  - ア 泥酔者その他他人に危害又は著しい迷惑を及ぼすおそれがある者が利用しようとするとき。
  - イ 指定管理者が支障がないと特に認めた場合を除き、危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴って利用しようとするとき。
  - ウ 火気等の使用又は騒音、臭気等の発生を伴う利用であって、これらに対する対策が十分でないため、他の利用者又は近隣の住民等に危険又は著しい迷惑を及ぼすおそれがあると

認められるとき。

エ 当該利用に伴い多数の人又は自動車等が集中することにより、周辺道路の著しい交通渋滞その他收拾困難な混乱が館内又は近隣において発生するおそれがあると認められるとき。

オ 過去の利用において、条例又は条例に基づく規定に違反し、又は市長若しくは指定管理者の指示に従わないことが顕著であった者等による利用であって、当該利用においても、これらの規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わないおそれがあると認められる者が利用しようとするとき。

カ 施設の定員を超える利用をしようとするとき。

(3) 次に掲げるような指定管理者が利用を不相当と認める事項に該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

ウ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。

エ 葬儀、告別式その他これらに類する行事に利用しようとするとき。

オ 利用許可申請書の記載事項に虚偽があると認められるとき。

2 利用時間以外の時間又は休館日（臨時に休館することとした日を含む。）において利用しようとするとき。

3 指定管理者が特別の理由があると認める場合を除き、利用許可の申請期間以外において申請したとき。

4 施設の利用をしようとする時間における利用について、既に他の者に対してその施設の利用を許可しているとき。

5 設備の利用をしようとする時間における利用について、既に他の者に対して利用を許可したこと等により、利用させることができる設備が残存していないとき。

6 利用者登録が行われていないとき。

7 その他前各項に準ずると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第 9 条 条例第 13 条の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、条例第 8 条の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となるとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。

(6) 指定管理者が特別の理由があると認める場合を除き、施設等を模様替えし、又はこれ

に特別の設備を付設したとき。

- (7) 施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (8) 定員を超えて入場させたとき。
- (9) 許可された以外の施設等を利用したとき。
- (10) 壁、柱又は扉等に張紙をし、又は釘類を打ち込んだとき。
- (11) 火気を使用したとき。
- (12) 危険物又は不潔物を持ち込んだとき。
- (13) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしたとき。
- (14) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしたとき。
- (15) 許可を受けずに備えつけの備品を移動させたとき。
- (16) 所定の場所以外で喫煙したとき。
- (17) 騒音若しくは大声を発生し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (18) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項を遵守しないとき。
- (19) 会館の職員が管理上必要があつて入室しようとするのに対して、これを拒んだとき。
- (20) 施設等の利用に際し、指定管理者が必要ないと認める場合を除き、会館内外の秩序保持のため必要な整理員を置かないとき。
- (21) その他前各号に準ずると認められたとき。

(利用期間等の制限)

第 10 条 規則第 13 条の規定により、同一利用者が 1 月内に施設を利用する申請の回数は 7 回を限度とし、ホールの日曜日、休日の申請は 1 回とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 定期的な展示即売その他、営利を目的とした利用は認めない。

附 則

1 この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(川崎市産業振興会館管理運営要綱の廃止)

2 川崎市産業振興会館管理運営要綱(昭和 63 年 10 月 1 日)は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年1月1日から施行する。